

揭示事項

取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・生活保護法に基づく指定（医療・介護）【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定【真誠堂薬局】
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定（育成医療・更生医療・精神通院医療）【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・児童福祉法に基づく指定【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定【真誠堂薬局】【寿ヶ丘薬局】
- ・母子保健法に基づく指定【真誠堂薬局】
- ・戦傷病者特別援護法に基づく指定【真誠堂薬局】

保険薬局である旨

当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

調剤管理料に関する事項

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料に関する事項

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

明細書の発行状況に関する事項

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯

時間外加算 19時から8時30分（真誠堂薬局） 17時30分から8時30分（寿ヶ丘薬局）

夜間・休日加算 土曜日13時から18時、夜間20時から8時30分、日曜日、祝日、年末年始等

休日・夜間対応（開局時間外の外来対応）

【真誠堂薬局】上伊那薬剤師会ホームページの当番薬局をご覧ください。

【寿ヶ丘薬局】松本薬剤師会ホームページの休日・夜間当番薬局をご覧ください。

長野県薬剤師会ホームページの休日当番薬局をご覧ください。

信濃毎日新聞にも休日・夜間対応当番薬局が掲載されています。

【真誠堂薬局】連絡先電話番号（開局 時間外）(0265)72-3524（転送電話にて対応）

【寿ヶ丘薬局】連絡先電話番号（開局 時間外）(0263)31-3935（転送電話にて対応）

調剤基本料に関する事項

当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨

当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。

後発医薬品調剤体制加算を算定している旨

当薬局は後発医薬品調剤体制加算 3 の施設基準に適合する薬局です。

地域支援体制加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です（体制基準）。地域支援体制加算 2 を届け出しています。

- ・ 1200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85% 以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 70% 以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・ 休日、夜間を含む薬局における調剤・在宅対応・相談応需体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・ 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・ 医療安全に資する取組実績の報告
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）
- ・ 患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談、生活習慣に係る相談の実施
- ・ 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

健康相談又は健康教室を行っている旨

日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険対象者）

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導（介護保険対象者）

施設で療養中で通院が困難な場合、調剤後入居施設を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

す)

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください。

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から かかりつけ薬剤師が担当いたします。

当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。

- ・保険薬剤師の経験 3 年以上
- ・週 32 時間以上の勤務
- ・当薬局へ 1 年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

連携強化加算に関する事項

当薬局は、他の保険薬局、保険医療機関および長野県等との連携により、災害または新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制を整備しております。

災害や新興感染症発生時における連携をしています。

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当薬局では下記事項のような取り組みを行っております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- ・マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取り組みを実施しています。

保険外サービス等の費用請求に関する事項

療養の給付（保険）と直接関係ないサービス等の取扱いについて

＜薬剤の容器代＞

必要に応じて容器代を頂戴しております。

＜患家へ調剤した医薬品の持参料・郵送料＞

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料、郵送料は原則として患者様負担になります。

治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

＜希望に基づく甘味剤等の添加＞

原則として料金は頂いておりません

＜希望に基づく一包化＞

医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

医療情報取得加算について

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

在宅薬学総合体制加算について

当薬局は在宅薬学総合体制加算 1 を届け出ています。

在宅医療の充実に向け注力しており、開局時間外であっても在宅患者の体調急変に対応できる体制を整えています。

特定薬剤管理指導加算 2 について

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務
- ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年 1 回以上）

当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和 6 年 10 月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。